



住宅の耐震診断 はいかがですか？

市が耐震診断士を派遣し、耐震診断を行います。
この診断により、お住まいの住宅の地震に対する強さがわかります。

対象となる木造住宅

※令和8年度より、空き家も申し込みできます。

次のすべての要件を満たす住宅が対象になります。

- ① 能代市内に存する木造戸建て住宅であること。
 - ② 昭和56年5月31日以前に着工されたこと。（なお、昭和56年6月1日以降に増築等を行っている住宅は対象外となる場合があります。）
 - ③ 併用住宅の場合、併用部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であること。
 - ④ 過去に本事業（本市による派遣・補助）を利用して耐震診断を実施していないこと。
- ※住宅の構造などにより対象住宅とならない場合があります。事前にご相談ください。

申し込みできる方

次のすべての要件を満たす方が申し込みできます。

- ① 住宅を所有する個人（所有者が亡くなられている場合は、その相続人）
- ② 本市の市税を滞納していない方

受付期間及び募集戸数

受付期間：令和8年5月11日（月）から令和8年11月30日（月）まで
募集戸数：5戸（先着順）

耐震診断の費用

耐震診断費用は1戸あたり13万円です。
このうち、能代市が12万円を負担しますので、自己負担額は1万円です。
（自己負担額の支払いは、耐震診断士から配布される振込用紙にて行います。）

ご注意ください

点検商法・サービス商法にご注意下さい。

能代市の派遣する耐震診断士は、秋田県知事により「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度」により登録を受けた建築士で、「登録証」を携帯しています。

お申込み・お問い合わせ先

能代市 都市整備部 都市整備課 建築係

〒016-8501 能代市上町1番3号（新庁舎2階）

TEL：0185-89-2940 FAX：0185-89-1779 E-mail：toshi@city.noshiro.lg.jp



1. 申し込み

申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて提出して下さい。申込書は都市整備課ホームページよりダウンロードできます。

以下の書類等が必要です。

- 能代市木造住宅耐震診断申込書
- 住宅の登記事項証明書の写し
未登記の場合、着工時期及び所有者が確認できる書類（固定資産税課税明細書、建築確認通知書、確認検査済証、工事請負契約書などのうち、いずれかの写し）
- 申込者の能代市納税証明書（市税等の滞納がないことの証明）の写し
- 住宅が共有名義である場合、共有者全員の同意書
- 住宅に借家人が居住している場合、借家人の同意書
- 相続人が申請する場合、相続関係がわかる書類（戸籍謄本の写しなど）
- 増築がある場合又は店舗などの用途を兼ねる場合、当該面積がわかる書類
- その他（住宅の平面図など）

2. 承認通知

お申し込み頂いた内容について確認し、事業の対象として支障がない場合、「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録名簿」より、耐震診断を担当する建築士（以下「耐震診断士」という。）を選定し、その氏名及び所属等を記載した「能代市木造住宅耐震診断実施承認通知書」を申請者へ送付します。

3. 現地調査日時の調整

現地調査の日時調整のため、担当する耐震診断士より直接電話で連絡をいたします。

4. 現地調査

耐震診断士がご自宅へ訪問し、住宅の調査を行います。現地調査は、建物の状態等を目視で行い、床下や天井裏等も押し入れ等から可能な限り調査しますので、調査の実施について、ご理解・ご協力をお願いします。

また、耐震診断費用にかかる自己負担額について、振込用紙をお受け取り頂き、指定の期日までに1万円をお振り込み下さい。

5. 診断結果の通知

耐震診断士が作成した診断結果に基づき、能代市より文書で通知します。

この診断では、一般財団法人 日本建築防災協会が定める「一般診断法」により、耐震性を数値（上部構造評点）で評価し、倒壊する可能性を次の4段階で判定します。

① 1.5 以上：倒壊しない	③ 0.7～1.0 未満：倒壊する可能性がある
② 1.0～1.5 未満：一応倒壊しない	④ 0.7 未満：倒壊する可能性が高い